

意見募集（パブリックコメント）の結果及び対応整理

1 意見募集期間

平成28年12月19日（月）から平成29年1月23日（月）まで
（平成28年12月29日から平成29年1月3日を除く30日間）

2 周知方法

- （1）報道資料提供
- （2）三重県ホームページへの掲載
- （3）県庁環境生活部大気・水環境課、情報公開・個人情報総合窓口、
県各地域防災総合事務所環境室及び各地域活性化局環境室への配架

3 意見募集結果

- （1）意見募集（パブリックコメント）
個人0件、団体0件
- （2）関係市町（21市町）及び庁内関係部局への意見照会
1件（別添）

第8次水質総量削減に係る総量削減計画(案)及び総量規制基準(案)

に対する意見について

所属：農産物安全課

該当箇所	意見
01 総量削減 計画(第8次 案) (農業) 5 ページ	<p>「ア 農地からの負担削減対策」について、以下の通り修正をお願いします。</p> <p>「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(平成17年農林水産省)、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)、「<u>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律</u>」(平成26年法律第78号)等に基づき、エコファーマーの認定促進、農業環境規範の普及、施肥量の適正化、化学肥料の使用の削減、<u>環境保全効果の高い営農活動の支援</u>等による環境負荷の軽減等に配慮した農業を推進する。</p>

平成28年12月16日	
連絡先	
環境生活部	
大気・水環境課	
担当者	小林、佐藤、米倉
電話	059-224-2382
ファクス	059-229-1016
e-mail	mkankyo@pref.mie.jp

第8次水質総量削減に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）に対する意見募集

三重県では、平成31年度を目標年度とした第8次水質総量削減に係る三重県の総量削減計画及び総量規制基準を策定するにあたり、三重県環境審議会水質総量削減部会を開催し、審議を進め、「第8次水質総量削減計画（案）」をとりまとめました。

つきましては、第8次水質総量削減計画（案）について広く県民の皆様からの御意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

1 背景

水質総量削減制度は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷の総量を削減する制度です。

伊勢湾については、昭和54年以来、7次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷量の削減対策を進めてまいりましたが、水環境の目標である環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生していることから、今後も水環境改善を進める必要があります。

2 意見募集の期間

平成28年12月19日（月）から平成29年1月23日（月）まで

※ファクシミリ、電子メールの場合は、1月23日までの受付を有効とし、郵便の場合は、1月23日までの消印を有効とします。

3 資料の閲覧方法

(1) 本ページ下部の「関連資料」からファイルをダウンロードしてください。

(2) 以下の場所でも配布しています。

- ・三重県環境生活部大気・水環境課（三重県庁8階）
- ・三重県情報公開・個人情報総合窓口（三重県栄町庁舎1階）
- ・三重県各地域防災総合事務所環境室、各地域活性化局環境室

※いずれも午前8時30分から午後5時15分まで。土、日、祝日、年末年始（平成28年12月29日から平成29年1月3日）を除きます。

4 御意見の提出方法

「意見記入用紙」に、氏名、住所、連絡先を御記入のうえ、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法でお送りください。

なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御了承ください。

5 提出いただいた御意見の取扱い

皆様からいただいた御意見は、第8次水質総量削減計画の策定の参考とさせていただくとともに、御意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日、取りまとめのうえ、三重県ホームページで公表いたします。

なお、提出いただいた御本人への個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

6 個人情報の取扱い